

# 下水道BCP策定マニュアルの改訂方針 ～水害～

令和 5 年 1 月 30 日

## 下水道BCP策定マニュアルの改訂方針(目次)

改訂する§を赤字で表示

第 1 章 総則	第 3 章 非常時対応計画
§ 1 目的	§ 1 5 非常時対応計画の整理
§ 2 地域防災計画と下水道BCPの関係	第 4 章 事前対策計画
§ 3 対象範囲	第 1 節 事前対策の概要
§ 4 用語の解説	§ 1 6 事前対策
§ 5 下水道BCPの計画体系	第 2 節 事前対策の例
第 2 章 業務継続の検討	§ 1 7 下水道台帳等の整備及びそのバックアップ
第 1 節 体制と基礎的な事項	§ 1 8 資機材の確保（備蓄及び調達）
§ 6 下水道BCPの策定体制と平時の運用体制	§ 1 9 関連行政部局との連絡・協力体制の構築
§ 7 災害時の体制と現有リソース等の設定	§ 2 0 支援・受援体制の構築
§ 8 中小地方公共団体における最低限の 下水道BCP策定の留意事項	§ 2 1 民間企業等との協定の締結・見直し
第 2 節 災害規模等の設定と被害想定	§ 2 2 住民等への情報提供及び協力要請
§ 9 災害規模等の設定	§ 2 3 復旧対応の記録
§ 1 0 被害想定に基づく業務量の把握	第 5 章 訓練・維持改善計画
§ 1 1 被害想定に基づくリソースの把握	§ 2 4 訓練計画
第 3 節 優先実施業務と対応の目標時間	§ 2 5 維持改善計画
§ 1 2 優先実施業務の選定	
§ 1 3 許容中断時間の把握	
§ 1 4 対応の目標時間の決定	

## § 10 被害想定に基づく業務量の把握(p.36)

現行マニュアルの項目及びページ	改訂方針
<p>【解説】 2)処理場・ポンプ場の被害状況の想定(p.39)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県千曲川流域において、ポンプの浸水による揚水機能停止後、下水道施設内(管渠含む)に汚水が滞留したことにより、高濃度の硫化水素が発生し、復旧作業の妨げとなった事例を紹介。(p.39付近)</li> <li>熊本県人吉市において、河川水位が一時的に低下したが、再度の降雨により水位上昇が発生し、二次災害のリスクが高まった事例を紹介。(p.39付近)</li> </ul>

## § 11 災害想定に基づくリソースの把握(p.43)

現行マニュアルの項目及びページ	改訂方針
<p>【解説】 (2) 職員の被災状況と災害対応に従事可能な職員数の把握(p.45)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県千曲川流域において、発災時の職員不足を解消するために、下水道経験OBとのアドバイザー制度の構築を検討している事例を紹介。(p.45付近) <b>【委員意見】</b></li> </ul>

2

## 「第4章 事前対策計画」の改訂方針

### § 16 事前対策(p.71)

現行マニュアルの項目及びページ	改訂方針
<p>【解説】 1) 地震・津波、水害による施設被害の事前対策 (p.71)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県千曲川流域では、水害後の復旧作業時には、車両での移動が必要となることから、車両を水没させないように、事前に気象情報等を入手し、高台へ移動させたため、車両の水没を免れた事例を紹介。(p.73付近)</li> <li>佐賀県鳥栖市のマンホールポンプの制御盤が浸水し、端子台がショートしたことによりブレーカが落ちたためポンプが停止。当該制御盤は、装柱タイプであったが、設置位置が低いことが停止の原因であったため、後日、1m程度嵩上げした事例を紹介。(p.73付近)</li> </ul>

### § 17 下水道台帳等の整備及びそのバックアップ(p.74)

現行マニュアルの項目及びページ	改訂方針
<p>【解説】 (1) 下水道台帳等の整備 (p.74)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道台帳の電子化にあたっては、日本下水道協会の「下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引き」を参考とされたいことを追記。(p.74) <b>【委員意見】</b></li> </ul>
<p>【解説】 (2) 下水道台帳等のバックアップ (p.75)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表4-2「地方公共団体外部でのデータ保管サービスの例」に令和5年度から運用が開始される、日本下水道協会の「下水道管路情報の共通プラットフォーム」を追記。(p.76) <b>【委員意見】</b></li> </ul>

3

## 「第4章 事前対策計画」の改訂方針

### § 18 資機材の確保(備蓄及び調達) (p.77)

現行マニュアルの項目及びページ	改訂方針
<p>【解説】</p> <p>(1) 資機材(水害予防、調査、応急復旧)の確保 (p.77)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度創設の予算制度として、大規模災害時の地方公共団体の枠を超えた広域的な支援を目的とし、下水処理機能の確保に必要な仮設水処理施設や高揚程ポンプ等の整備や配備を支援する「下水道広域的災害対策支援事業」について追記。(p.77)</li> <li>静岡県熱海市で発生した土石流災害による下水道管の被災が予測される中、水道の復旧状況を勘案し、流入汚水量やバキューム車の容量、搬送距離・時間等から、応急対応に必要なバキューム車の台数を算出し、汚水の溢水を免れた事例を紹介。(p.80付近) <b>【委員意見】</b></li> <li>長野県千曲川流域において、下水処理場の揚水機能が停止し、高揚程の仮設ポンプが必要となったが、これに見合った機器の調達が困難であったため、場内の放流ポンプを一時的に揚水用として利用した事例を紹介。(p.80付近)</li> <li>風水害等により電源を喪失したマンホールポンプを迅速に起動させるシステムの事例を紹介。(p.80付近)</li> </ul>

4

## 「第4章 事前対策計画」の改訂方針

### § 20 支援・受援体制の構築(p.95)

現行マニュアルの項目及びページ	改訂方針
<p>【解説】</p> <p>(1) 支援・受援体制の構築 (p.95)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合の中継ポンプ場が水没し、流下機能が停止したため、バキューム車で汚水の移送を行った。当初は人員等の十分な体制をとることができなかったが、社会的影響を考慮し県外へも人員等の応援を要請し、体制の確保に努めた事例を紹介。(p.106付近)</li> </ul>

### § 21 民間企業等との協定の締結・見直し(p.104)

現行マニュアルの項目及びページ	改訂方針
<p>【解説】</p> <p>1) 民間企業等との協定の重要性 (p.104)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県長野市において、マンホールポンプの制御盤の水没により、揚水機能が停止したが、地元企業が仮設の制御盤を設置し、早期の機能回復ができた事例を紹介。(p.106付近)</li> </ul>

## § 22 住民等への情報提供及び協力要請(p.111)

現行マニュアルの項目及びページ	改訂方針
【解説】 2) 住民等への協力要請 (p.111)	<ul style="list-style-type: none"><li>長野県千曲川流域において、下水処理場の揚水機能が喪失し、幹線に繋がる流域関連公共下水道管から溢水の懸念が生じ、住民等へ節水依頼を行った事例を紹介。 (p.112付近)</li></ul>